

# 横浜スポーツ表彰規程

制 定 昭和 61 年 9 月 1 日

最近改正 令和 2 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は体育・スポーツの普及振興に顕著な功績のあった者及び著名な大会で優秀な成績を収めた者に対して、その功績に報いるため、この規程の定めるところにより表彰する。

(対象者)

第 2 条 表彰の対象者は、横浜市内在住・在勤・在学をしている者及び市内スポーツ団体並びにその構成員とする。

(表彰種類)

第 3 条 表彰の種類はスポーツ功労賞、優秀指導者賞、優秀選手賞及びスポーツ奨励賞とする。

(表彰基準)

第 4 条 公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人横浜市スポーツ協会の加盟団体並びに障害者スポーツ団体及びそれら団体の構成員のうち、別表第 1 に定める各基準に該当する者又はチームを、スポーツ功労賞・優秀指導者賞・優秀選手賞として表彰する。

2 前項に規定する団体以外の団体及びその構成員のうち、別表第 1 に定めるスポーツ功労賞・優秀選手賞の基準に該当する者又はチームを、スポーツ奨励賞として表彰する。

3 前 2 項にかかわらず、永年にわたり横浜の体育・スポーツの普及・振興に貢献した者をスポーツ功労賞として表彰できるものとする。

(選考方法)

第 5 条 被表彰者は別に定める横浜スポーツ表彰候補推薦要綱に基づき、各団体から推薦された者又はチーム及び公益財団法人横浜市スポーツ協会会長（以下「会長」という。）が推薦した者又はチーム並びに横浜市長（以下「市長」という）が推薦した者又はチームを選考委員会で選考し、理事会で決定する。

(選考委員会)

第 6 条 選考委員会に関する細則は、別に定める。

(表彰方法)

第 7 条 表彰は会長が賞状並びに記念品を贈り表彰する。

(表彰対象期間)

第 8 条 表彰の対象期間は、表彰年度の前年の 11 月 1 日から当該年度の 10 月 31 日の間にそれぞれの要件を充たした者とする。

(横浜市スポーツ栄誉賞)

第 9 条 第 2 条から第 8 条までの規定にかかわらず、住所、勤務先、出身校又は所属するチームの所在地が横浜市である者、若しくはこれに準じると認められる者でオリンピック及びパラリンピックで 3 位までに入賞、若しくは、これらに準ずる大会で顕著な功績を残した場合は、横浜市スポーツ栄誉賞を授与することができる。

2 表彰は市長と協議のうえ、会長及び市長の連名とすることができる。

3 表彰は、時宜を得た表彰とするが、スポーツ功労賞、優秀選手賞及びスポーツ奨励賞と同時期に表彰することを妨げない。

(除外)

第 10 条 別表第 1 スポーツ功労賞により、既に表彰を受けた者は原則として除外するものとする。

(委任)

第 11 条 この規程の実施の手續その他執行について必要ある事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は昭和 61 年 9 月 16 日から施行し、昭和 61 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は平成 12 年 10 月 1 日から施行し、平成 11 年 11 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は平成 22 年 6 月 14 日から施行し、平成 22 年 6 月 14 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条)

名称	基準
スポーツ功労賞	体育・スポーツの進歩発展に顕著な貢献をなした者、及び価値ある研究調査をなした者 永年にわたり横浜の体育・スポーツの普及・振興に貢献した者
優秀指導者賞	体育・スポーツの指導者として、優秀な選手又はチームを育成した者
優秀選手賞	著名な大会で優秀な成績を示した者又はチーム